

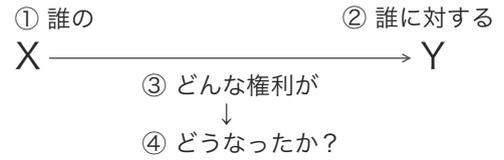
## 1 基礎講義～民法の学習のポイント

- ・ 請求型の問題が中心
- ・ 問題解決の思考の枠組みを理解する
- ・ 当事者の主張⇔反論を意識
- ・ 民法の全体像をつかむ
- ・ 具体的なイメージを持つ
- ・ 条文に慣れる！
- ・ 趣旨から考える
- ・ 原則修正パターン
- ・ 分量が多い！

「民法を制するものは、司法試験を制する」

1

## 2 請求型の問題（イメージ）



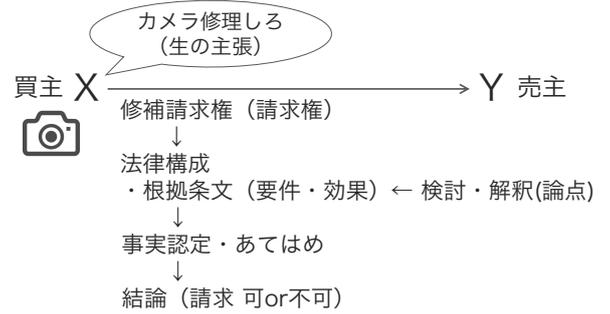
2

## 3 請求型の問題

- ① 誰の：権利の主体
- ② 誰に対する：権利の客体
- ③ どんな権利が：請求権
  - ・ 債権的請求権
  - ・ 物権的請求権
- ④ どうなったか？：根拠条文・法律構成
  - ・ 権利変動(発生、変更、消滅)の要件確定
  - ・ 事実認定と当てはめ
  - ・ 結論（請求の可否）

3

## 4 具体例



4

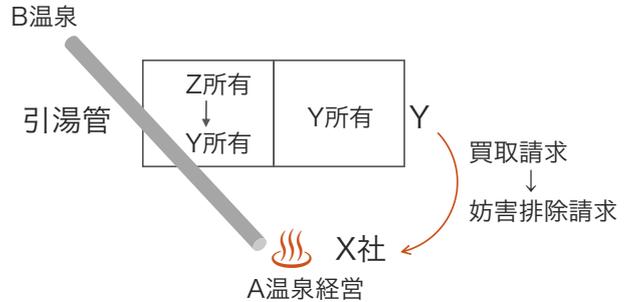
## 5 民法の基本的な考え方

- 第1条 私権は、公共の福祉に適合しなければならない。
- ② 権利の行使及び義務の履行は、信義に従い誠実に行わなければならない。
- ③ 権利の濫用は、これを許さない。
- 第2条 この法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等を旨として、解釈しなければならない。
- 第3条 私権の享有は、出生に始まる。
- ② 外国人は、法令又は条約の規定により禁止される場合を除き、私権を享有する。

5

## 6 case 1

《宇奈月温泉事件参照》



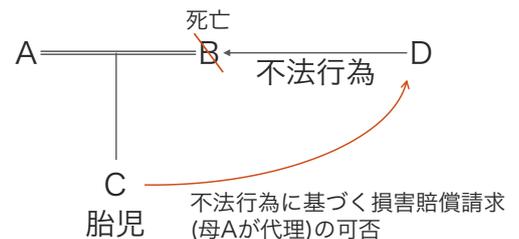
6

## 7 権利能力の始期・胎児の権利能力

- 第3条① 私権の享有は、出生に始まる。
- 第721条 胎児は、損害賠償の請求権については、既に生まれたものとみなす。
- 第886条 胎児は、相続については、既に生まれたものとみなす。
- ② 前項の規定は、胎児が死体で生まれたときは、適用しない。
- 第965条 第八百八十六条及び第八百九十一条の規定は、受遺者について準用する。
- 第709条 故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。
- 第710条 他人の身体、自由若しくは名誉を侵害した場合又は他人の財産権を侵害した場合のいずれであるかを問わず、前条の規定により損害賠償の責任を負う者は、財産以外の損害に対しても、その賠償をしなければならない。
- 第711条 他人の生命を侵害した者は、被害者の父母、配偶者及び子に対しては、その財産権が侵害されなかった場合においても、損害の賠償をしなければならない。

7

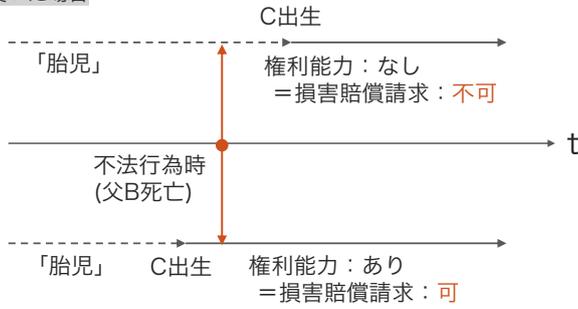
## 8 胎児の権利能力（出生擬制）



8

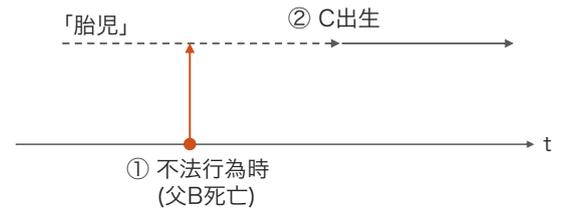
## 9 胎児の権利能力の問題の所在

原則を貫いた場合



9

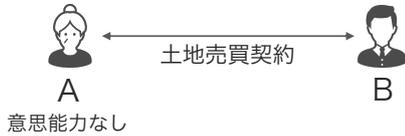
## 10 停止条件説



10

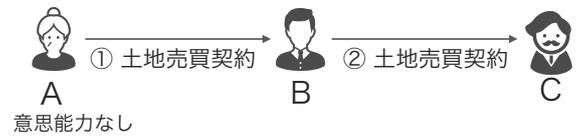
## 11 意思能力

第3条の2 法律行為の当事者が意思表示をした時に意思能力を有しなかったときは、その法律行為は、無効とする。



11

## 12 意思無能力者による法律行為の無効



12

## 13 行為能力

行為能力の意義：単独で確定的に有効な意思表示をできる能力

↓  
行為能力が不十分な者＝制限行為能力者

↓  
4つの類型

- ① 未成年者 (4条)
- ② 成年被後見人 (7条)
- ③ 被保佐人 (11条)
- ④ 被補助人 (15条1項)

\* 単独でできる法律行為の範囲、保護者の権限が異なる

13

## 14 制限行為能力者の法律行為

一般的な効果

制限行為能力者が単独でできない行為をした場合は、取り消すことができる

第120条① 行為能力の制限によって取り消すことができる行為は、制限行為能力者（他の制限行為能力者の法定代理人としてした行為にあっては、当該他の制限行為能力者を含む。）又はその代理人、承継人若しくは同意をすることができる者に限り、取り消すことができる。

14

## 15 未成年者の条文

第4条 年齢十八歳をもって、成年とする。

第5条 未成年者が法律行為をするには、その法定代理人の同意を得なければならない。ただし、単に権利を得、又は義務を免れる法律行為については、この限りでない。

② 前項の規定に反する法律行為は、取り消すことができる。

③ 第一項の規定にかかわらず、法定代理人が目的を定めて処分を許した財産は、その目的の範囲内において、未成年者が自由に処分することができる。目的を定めずに処分を許した財産を処分するときも、同様とする。

第6条 一種又は数種の営業を許された未成年者は、その営業に関しては、成年者と同一の行為能力を有する。

② 前項の場合において、未成年者がその営業に堪えることができない事由があるときは、その法定代理人は、第四編（親族）の規定に従い、その許可を取り消し、又はこれを制限することができる。

第818条① 成年に達しない子は、父母の親権に服する。

第824条 親権を行う者は、子の財産を管理し、かつ、その財産に関する法律行為についてその子を代表する。ただし、その子の行為を目的とする債務を生ずべき場合には、本人の同意を得なければならない。

15

## 16 取り消しの条文

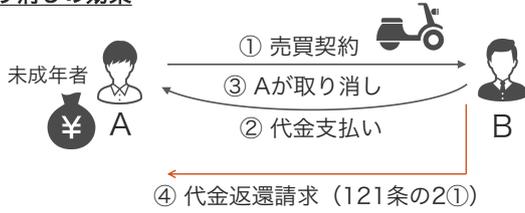
第121条 取り消された行為は、初めから無効であったものとみなす。

第121条の2① 無効な行為に基づく債務の履行として給付を受けた者は、相手方を原状に復させる義務を負う。

③ 第一項の規定にかかわらず、行為の時に意思能力を有しなかった者は、その行為によって現に利益を受けている限度において、返還の義務を負う。行為の時に制限行為能力者であった者についても、同様とする。

16

## 17 取り消しの効果

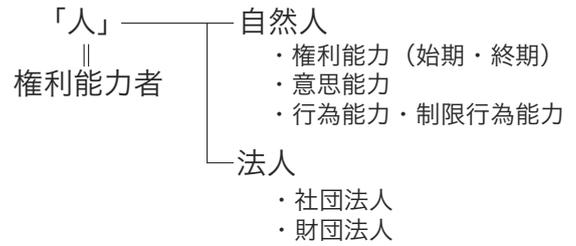


### 現存利益の範囲で返還 (121条の2③)

- ・全部浪費した場合には現存利益なし  
= 返還不要
- ・生活費や債務の弁済に充てた場合は現存利益あり  
= 返還必要

17

## 18 権利の主体



18

## 19 物

「物」：有体物 (85条)

第85条 この法律において「物」とは、有体物をいう。

不動産と動産

第86条 土地及びその定着物、不動産とする。

② 不動産以外の物は、すべて動産とする。

不動産：土地及びその定着物 (86条1項)

- ・土地
- ・土地の定着物
  - ① 土地とは別個独立の不動産と扱われるもの(ex.建物)
  - ② 土地の一部となり独立の不動産とは認められないもの(ex.石垣)
  - ③ 両者の中間のもの(樹木)

動産：不動産以外の物 (86条2項)

19

## 20 一物一権主義

### 一物一権主義

独立性：物の一部に一個の物権は認められない  
例外：一筆の土地の一部の取引の場合

単一性：物の集合体に一個の物権は認められない  
例外：集合物譲渡担保

20

## 21 一物一権主義の例外

### 一物一権主義の根拠

- ① 社会的実益が乏しい
- ② 権利関係が錯綜する
- ③ 公示が困難で取引安全を害する

↓しかし

- ① 社会的実益があり、
- ② 権利関係を錯綜させず、
- ③ 公示が問題にならないか、または公示方法がある

↓

### 例外を認めてもよい

- ・独立性の例外  
ex.一筆の土地の一部の取引や時効取得
- ・単一性の例外  
ex.集合動産に対する担保権の設定

21

## 22 主物と従物

第87条 物の所有者が、その物の常用に供するため、自己の所有に属する他の物をこれに附属させたときは、その附属させた物を従物とする。

② 従物は、主物の処分に従う。

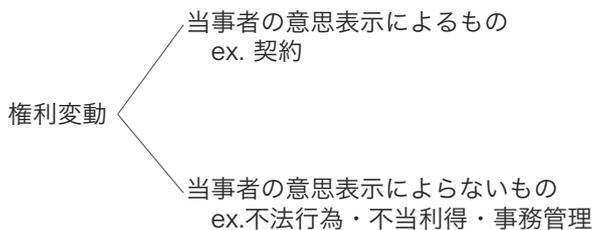
### 主物と従物の意義

客観的・経済的にみて主従の関係にある2個以上の独立した物

- ・主たる物：主物
  - ・従たる物：従物
- ex.家屋と畳・障子、刀と鞘、母屋と納屋

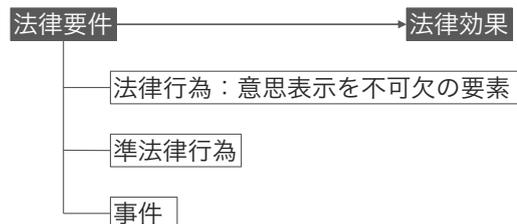
22

## 23 権利変動の原因



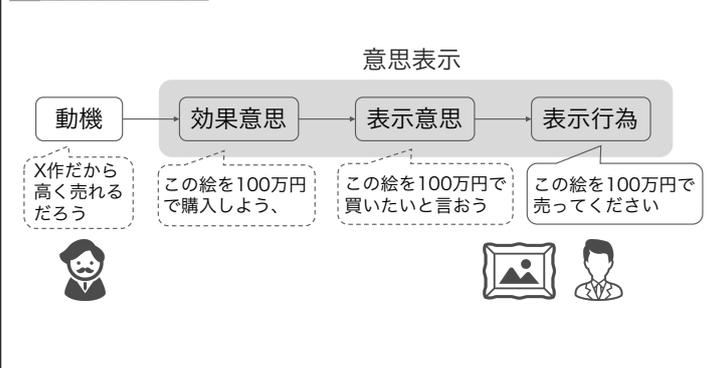
23

## 24 意思表示による権利変動



24

## 25 意思表示の構造



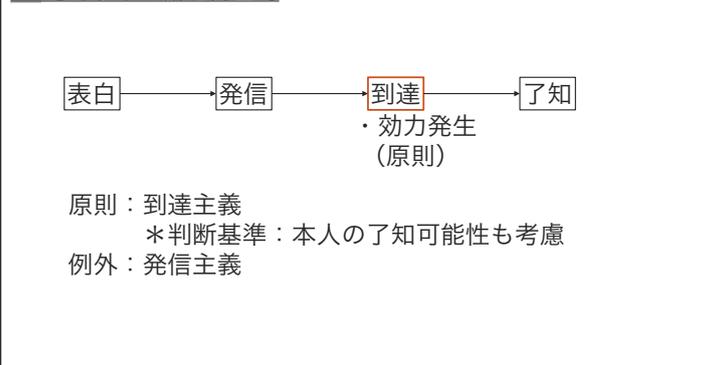
25

## 26 法律行為

- 単独行為** 一つ意思表示のみで成立  
 ex. 遺言・取消し・解除  
 ○ →
- 契約** 二つ以上の意思表示の合致で成立  
 ex. 契約  
 ○ ↔ ○
- 合同行為** 同一の目的に向けられた複数の意思表示で成立  
 ex. 社団法人の設立  
 ○ →  
 ○ →  
 ○ →

26

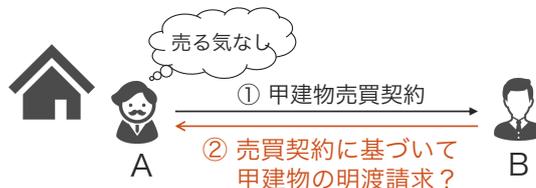
## 27 意思表示の効力発生時



27

## 28 心裡留保

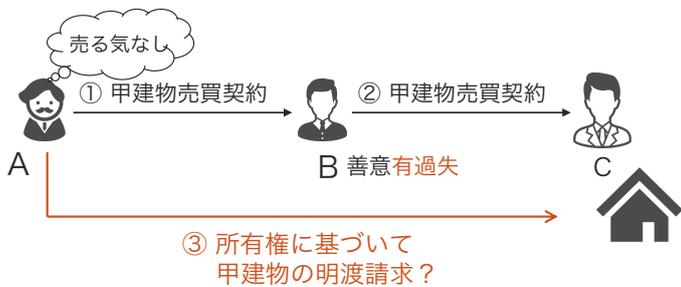
[case1]



28

## 29 心裡留保と第三者の保護

[case2]



29

## 30 93条2項の効果

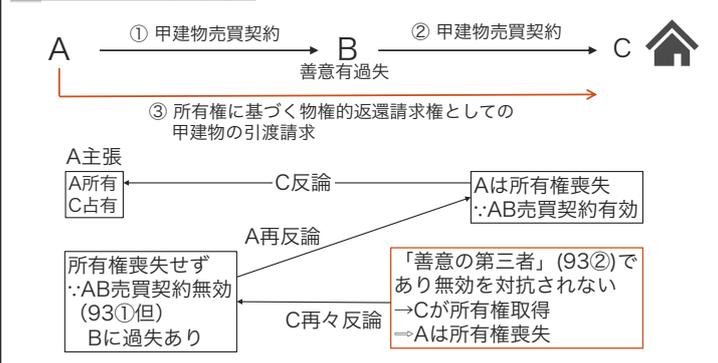
第93条② 前項ただし書の規定による意思表示の無効は、善意の第三者に対抗することができない。



Aは、Cに対してAB間の契約の無効を主張できない(93②)  
 ↓ その結果  
 Cが、当該建物の所有権を取得する  
 \* 法律構成: 第三者に対して無効が主張できないとしても当事者間の契約が有効になるわけではない(無効のまま)  
 そこで真の権利者から第三者へ直接所有権が移転すると考える(法定承継取得説)

30

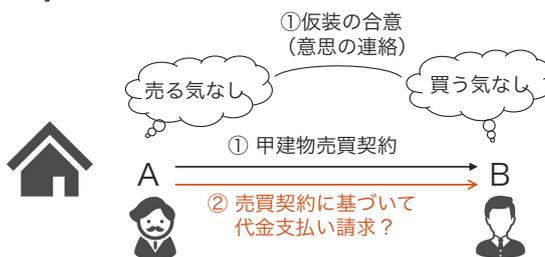
## 31 93条2項の機能場面



31

## 32 通謀虚偽表示

[case1]



32

### 33 通謀虚偽表示の意義・要件・効果

#### 要件

「相手方と通じてした虚偽の意思表示」

① 意思表示が表意者の真意に基づかない  
外形的なものであること

② 当事者間に意思の連絡があること  
= 法律効果の不発生について合意

#### 効果

「無効」

33

### 34 通謀虚偽表示と第三者

[case2]

A  
登記

① 通謀虚偽表示による  
甲建物売買契約

② 甲建物売買契約



③ 所有権に基づいて  
甲建物の明渡請求？

34

### 35 94条2項の効果

第94条 相手方と通じてした虚偽の意思表示は、無効とする。  
② 前項の規定による意思表示の無効は、善意の第三者に対抗することができない。



Aは、Cに対してAB間の契約の無効を主張できない (94②)

↓ その結果

Cが、当該建物の所有権を取得する

\* 法律構成：善意の第三者に対して無効が主張できないとしても当事者間の契約が有効になるわけではない (無効のまま)  
そこで、真の権利者から第三者へ直接所有権が移転すると考える (法定承継取得説、判例)

35

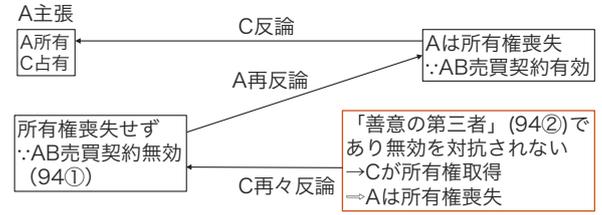
### 36 94条2項の機能場面

A ① 売買契約 (94①)

B ② 売買契約



③ 所有権に基づく物権的返還請求権としての  
甲建物の明渡請求



36

### 37 94条2項の趣旨

#### 権利外観法理

・ 根拠

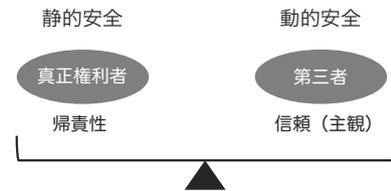
- ① 虚偽の外観を作出した真の権利者は、その帰責性ゆえに責任を負うべき
- ② 外観を信頼して取引に入った第三者を保護すべき

#### 権利外観法理の一般的要件

- ① 虚偽の外観の存在
- ② 虚偽の外観作出についての真の権利者の帰責性
- ③ 第三者の外観に対する正当な信頼

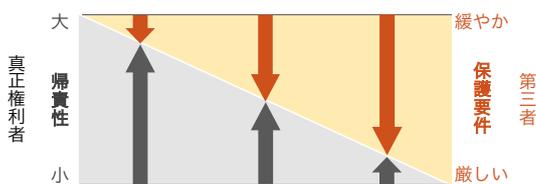
37

### 38 真正権利者と第三者の利益調整



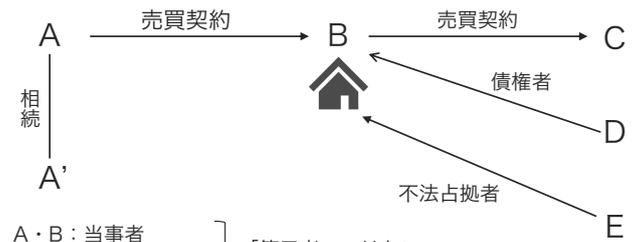
38

### 39 真正権利者と第三者の利益調整の仕方



39

### 40 「第三者」



A・B：当事者 } 「第三者」ではない  
A'：一般(包括)承継人

C・D・E：当事者及び包括承継人以外の者 ← すべて「第三者」か？

40

### 41 「第三者」の範囲

論点1：94条2項の「第三者」とはいかなる者をいうか？

↓  
 94条2項の趣旨：権利外観法理  
 ・虚偽の外観を信頼して取引に入った者を保護  
 ↓とすれば  
 「第三者」とは、当事者及びその一般承継人以外の者すべてではなく、  
 権利外観法理によって保護するに値する者に限定すべき  
 ↓  
 具体的には、(テキスト参照)

41

### 42 無過失の要否

論点2：「善意」は、通謀虚偽表示を知らなかったことについて過失がある場合も含むのか？  
 =第三者として保護されるのに善意について無過失が必要か？

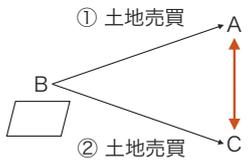
↓  
 条文は無過失を要求せず(96条3項参照)  
 ↓  
 94条2項の趣旨：権利外観法理  
 ・通謀までした真の権利者の帰責性が大きく、それとの均衡  
 ↓  
 第三者の善意につき無過失までは不要

第96条① 詐欺又は強迫による意思表示は、取り消すことができる。  
 ③ 前二項の規定による詐欺による意思表示の取消しは、善意でかつ過失がない第三者に対抗することができない。

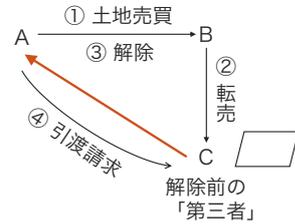
42

### 43 登記の機能

《対抗要件としての登記》

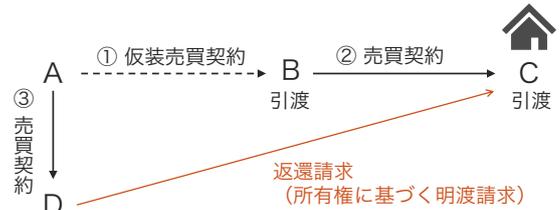


《権利保護要件としての登記》



43

### 44 真正権利者からの譲受人と「第三者」

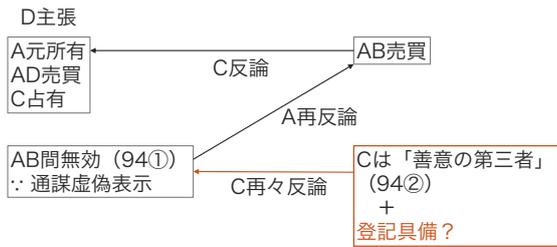


Q：DC間の法律関係をどう処理するか？

44

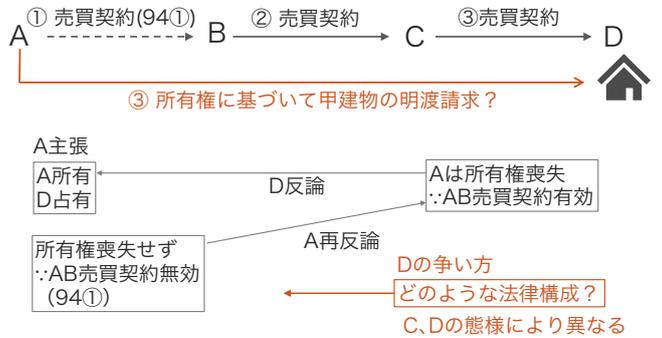
### 45 真正権利者からの譲受人と「第三者」

問題点  
 真正権利者からの譲受人に対して94条2項による権利取得を主張するのに登記具備が必要か？



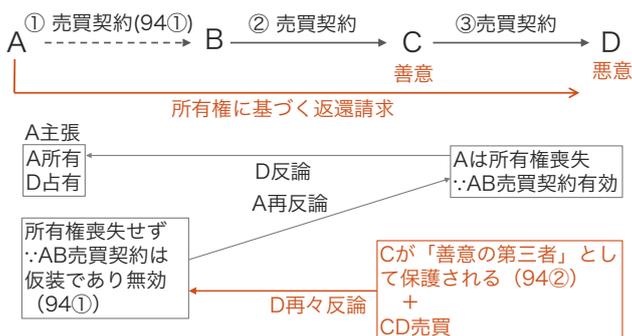
45

### 46 転得者の保護



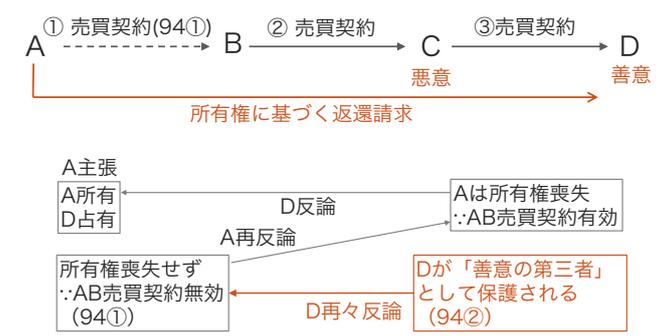
46

### 47 善意の第三者からの悪意の転得者



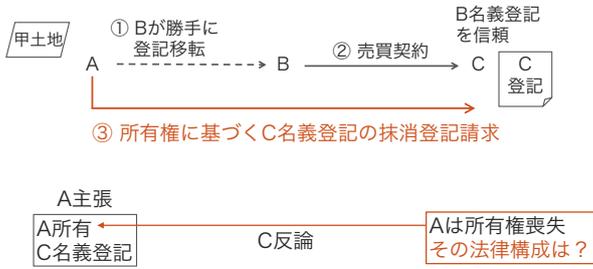
47

### 48 悪意の第三者からの善意の転得者



48

### 49 94条2項の類推適用の典型事例



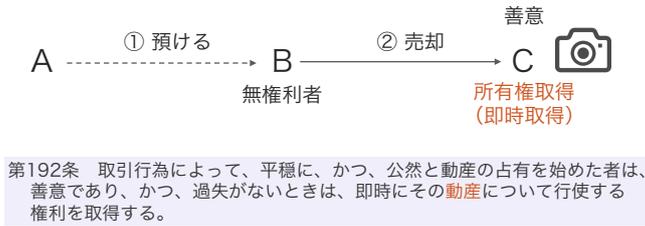
49

### 50 94条2項の類推適用の問題の所在

原則論(1): AB間に売買契約なく、Bが勝手に登記名義を移転しただけ → Aは所有権を喪失しないのが原則  
 ↓ また  
 原則論(2): ① 登記に公信力なし (192条参照) → Cは所有権を取得できない  
 ② 94条2項による所有権の取得の可否 → AB間には意思表示なし → 94条2項の直接適用できない → Cは所有権を取得できない  
 ↓  
 その結果、Aの所有権喪失も主張できないのが原則  
 ↓ しかし  
 不都合性: B名義の登記を信頼したCにとって不測の損害(取引安全を害する)  
 ↓ そこで  
 価値判断: Cを保護できないか? どう法律構成する?

50

### 51 公信の原則



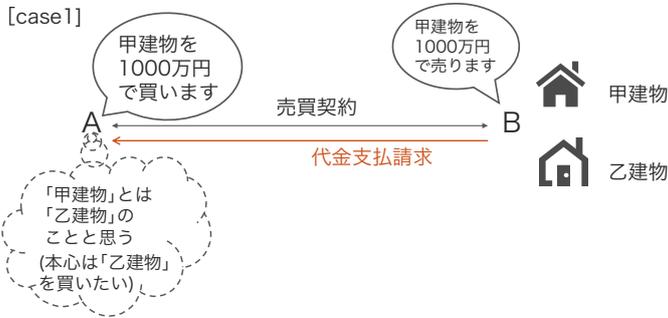
51

### 52 94条2項類推適用の展開

94条2項の趣旨: 権利外観法理  
 ・ 虚偽の外観を信頼して取引関係に入った者の保護  
 ・ かかる外観作出に帰責性のある真の権利者は保護に値しない  
 ↓ とすれば  
 通謀や意思表示なくとも  
 ① 虚偽の外観の存在 (不実の登記の存在)  
 ② 真の権利者の帰責性  
 ③ 外観に対する第三者の信頼  
 が認められれば、同条項を類推適用できる  
 ↓  
 あてはめ  
 事案ごとに①～③の有無を認定

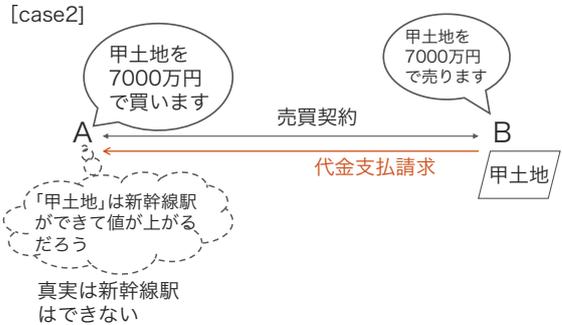
52

### 53 錯誤(1)



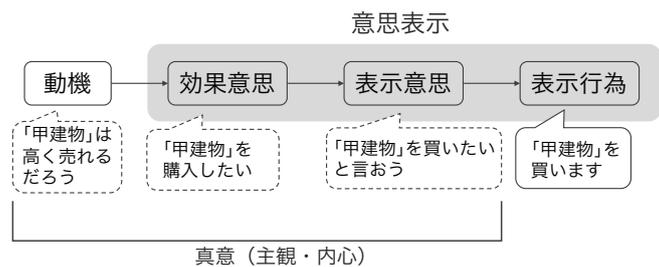
53

### 54 錯誤(2)



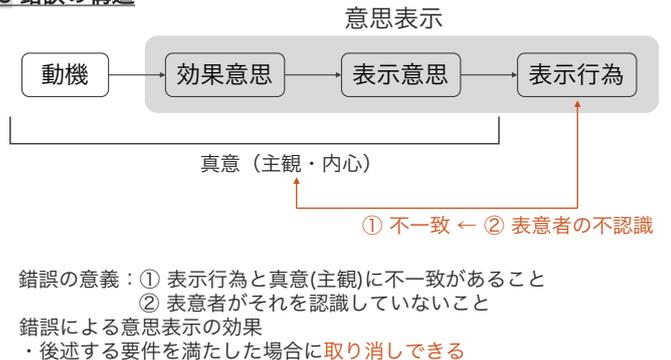
54

### 55 意思表示の構造



55

### 56 錯誤の構造



56